東洋史研究
第五十九巻　第二號　平成十二年九月發行

高麗時代の銓選と告身

矢木　毅

はじめに
一　「制授告身」と「敕授告身」
二　「中書門下制牒」と「尚書吏部敎牒」
三　「批」と「判」
四　「政房」の成立
おわりに

はじめに

高麗時代は專制君主權の伸長に伴って、その手足となる官僚組織が高度に發達を遂げた時代である。およそ中央政府に出仕する官人には、それぞれの資格に應じてまず官人としての位階（散官）が與えられ、次にその位階に應じて實際の勤務內容を伴う官職（職事官）が與えられる。九品以上の位階・官職はすべて專制君主たる國王の命令によってのみ與奪されるが、實際問題として膨大な數の官員人事を國王ただ一人の能力によって處理することは不可能であるから、官職の任

兎を擬定するいわゆる銓選の事務が、一定部分、有司に委ねられる構造になっていたことは當然であろう。

高麗の官僚制度に多大の影響を及ぼしている中國唐朝の制度の場合、五品以上、及び六品以下常參官の人事は宰相府（中書門下）において擬定され、六品以下未常參官の人事は尚書吏兵部において擬定される。(1) それぞれの人事案は專制君主としての皇帝にたてまつられ、皇帝の裁可を得た後、前者は「制授告身」ないし「敕授告身」の書式を以て、後者は「奏授告身」（旨授告身）の書式を以て、それぞれ官職任兎辭令としての告身が發給される制度になっていた。

こうした中國唐朝の制度が、高麗時代の銓選制度・告身制度に極めて重要な影響を及ぼしているであろうことは、もとより一般論としては容易に想像できる事柄であるが、高麗官僚制度の固有の性格を明らかにしていくためには、さらに踏み込んで、銓選制度・告身制度の實際の運用形態を解明していかなければならないことは言うまでもあるまい。

こうした問題意識は、從來の高麗史研究において必ずしも充分に深められてきたわけではないが、幸い、銓選の制度と密接不可分の關係にある告身の制度については、既に唐代告身研究者たちによる優れた諸業績があり、(2) また高麗時代の告身についても、現存する告身史料の紹介と解說を兼ねて、韓相俊氏、張東翼氏らによる幾つかの論考が發表されている。(3) 本稿ではこうした諸先學による研究成果を發展的に繼承しながら、できるだけ告身そのものの分析に卽して、高麗時代の銓選制度とその變遷の過程を跡づけていくことにしたい。

一　「制授告身」と「敕授告身」

唐制、五品以上、及び六品以下常參官の任命は、尚書吏兵部の作成した人事資料に基づいて中書門下がその人事案を擬定し、皇帝の裁可を得た後、五品以上の官職は「制授告身」の書式を以て、六品以下常參官は「敕授告身」の書式を以て、それぞれ官職任兎辭令としての告身が發給される制度になっていた。

高麗でもこの「制授告身」「敕授告身」などの文書樣式が繼受されていたことは、現にそうした書式を具備する「惠諶

告身」（制授告身）、「金傅告身」（敕授告身）などの告身史料が存在することを通してこれを確認することができる。右二通の告身史料については、すでに拙稿「高麗國初の廣評省と內議省」[4]において検討濟みであるから、ここではその書式に關してのみ、「制授告身」「敕授告身」としてのそれぞれの特徴を再確認しておくことにしよう（錄文については前掲、拙稿を參照されたい）。

右二通の告身史料は、それぞれ(a)中書省（內議省）が制詞・敕詞を起草し、(b)門下省（侍中）がこれを審議し、(c)尙書省（廣評省）がこれを施行する、という手續きを踏まえ、いわゆる「三省」を經由するかたちで發令された正規の王命文書であり、制詞・敕詞の部分は、それぞれ「門下。……主者施行。」「敕。……主者施行。」という首尾の樣式を具備している。前者は「制授告身」の樣式であり、後者は「敕授告身」の樣式である。

また門下省（侍中）の審議に際し、「惠諶告身」の場合には一旦門下省が國王に覆奏して付外施行すべきことを請い、國王の裁可を得た後、「制可」の文言を書き加えてこれを尙書省（廣評省）に送附するという手續きを踏んでいるのに對し、「金傅告身」の場合には國王への覆奏の手續きは省略され、「敕を奉ずること右の如し。牒到れば奉行せよ」との命令文言を附して直ちに尙書省（廣評省）に送附するという手續きが踏まれている。前者は「制授告身」の手續きであり、後者は「敕授告身」の手續きであるが、國王への覆奏の手續きが省略される分だけ、「敕授告身」は「制授告身」よりも王命文書としての取り扱いが簡便なものになっているといえよう。

最後に、王命文書の施行を擔當する尙書省（廣評省）では、「制書を奉被すること右の如し。符到れば奉行せよ」、または「敕を奉ずること右の如し。符到れば奉行せよ」との命令文言を書き加え、これを「符」の樣式を以て受命者に發給することになる。前者は「制授告身」の手續きであり、後者は「敕授告身」の手續きである。

以上、要するに、「惠諶告身」「金傅告身」という高麗側の二つの告身史料は、それぞれ唐代告身研究者たちが明らかにしてきた「制授告身」「敕授告身」の書式上の諸特徴を、ほぼ完全に具備していることを確認することができるわけで

あるが、とはいえ、制授・敕授の告身様式を繼受しているからといって、その支給對象までもが唐制と同様に、「制授告身」は五品以上、「敕授告身」は六品以下常參官と一概に決めつけてしまうことはできないのではないか。

高麗事元期の文人、崔瀣の編んだ詩文集『東人之文四六』には、高麗時代の告身史料がその制詞・敕詞の部分のみを移錄した形で比較的多く收錄されているが、これで見ると、その首尾に「門下、……主者施行」との様式を具備するもの、すなわち「制授告身」の發給對象となっているのは、宗室の事例を除けば、專ら中書門下の宰相（宰臣）にのみ限定されており、しかも、それらはすべて「可特授某職」との様式によって、すなわち國王の直接の發意という形式を取って任命されているものばかりである。この國王による親任という事實を示す具體的な現れとして、これらの告身には通常、官職任命に際しての國王の親書とでもいうべき「敎書」が添附される慣例にもなっているらしい。(5)

高麗武臣執權期の文人、崔滋の隨筆である『補閑集』卷下、「漢制帝書有四」條の記述によると、高麗では一年の閏に宰相の任免がどれだけ頻繁に行われようと、宮中における正式の任命儀禮（宣麻）は、一年に一度、これを纏めて行うことになっているので、その任命辭令（麻制）は、首章と末章とに全員に對する共通（通行）の文言を記し、中閒の各章においてのみ、各人の功績・人德を個別に論じる體裁を取ることになっていた。次に、宣麻の儀禮が終わると、この麻制を基に各人に發給する「告身」が作成されるが、その制詞の文章は全員に共通する首章・末章に、各人個別の中閒章を繫ぎ合わせた形で作成されることになっていた。このようにして作成された告身のことを「大官誥」といい、大官誥の編首にはそれぞれ宣麻を受けるもの全員に共通（通行）の「敎書」が添附されることにもなっていたというが、(6) 先にも指摘したとおり、官職の任命に際してその告身に「敎書」が添附されるのは、國王によって「特授」される親任の官職にのみ限定されているから、結局、『補閑集』にいわゆる「大官誥」とは、「門下、……可特授某職、……主者施行」との様式を具備する「制授告身」に他ならないということになるであろう。しかも、この『補閑集』の記述によれば、宗室は大官誥であっても宣麻の儀禮には與らず、樞密・僕射・尚書・上將軍などの正三品以上の官職も小官誥（後述）であるから宣麻の儀

禮には與らない。ただし樞密使のみは近年（武臣執權期）になって初めて大官誥の對象となり、宣麻の儀禮に與るようになったというから、(7) 結局、「制授告身」（大官誥）の發給對象となるのは、宗室・僧官を除けば、高麗前期には專ら中書門下の宰相（宰臣）にのみ限定されていたという事實を指摘しておくことができるであろう。

ちなみに、「大官誥」に添附される教書（詔書）の書式は、高麗前期では一般に「教、某。……故此詔示、想宜知悉」という首尾の様式を具備しているが、これは唐宋時代の敕書（詔書）が一般に「敕某、……故此詔示、想宜知悉」という様式を具備している點に倣って、その上で「敕」字を「教」字に改變しているのであろう。(8) 高麗では成宗五年（九八六）に上國宋朝の制度を避けて「詔」字を「教」字に改めたというが、その實、「詔」字はいつの閒にか復活して、王命文書においても極普通に行用されるようになっている。(9) 「教」字に改變されたのはかえって「敕」字の方であって、だからこそ、「教書」のことは、しばしば「詔書」とも通稱されるようになっていたのである。

次に、「敕、……主者施行」との様式を具備する「敕授告身」の支給對象について檢討すると、前述のとおり、高麗國初の「金傅告身」には確かに「敕、……主者施行」との首尾の様式が認められるが、『東人之文四六』所收の告身史料にはかえってこの様式を具備するものは見出すことができない。それは先程も述べたとおり、高麗では「敕」字が「教」字に改變されているからであって、從って「教、……主者施行」との様式を具備するものが、高麗におけるいわゆる「敕授告身」の史料として位置づけられるということになる。

『東人之文四六』所收の告身史料のうち、この様式を具備する「敕授告身」の事例は「尹彦植可工部尚書」「延興宮大妃祖母金氏追封和義郡夫人」の二例だけであるが、(10) 前引の『補閑集』卷下、「漢制帝書有四」條の記述によると、樞密・僕射・尚書・上將軍などの正三品以上の官職は「小官誥」の對象であるというから、工部尚書（正三品）に任命された尹彦植の告身は、まさしく「小官誥」の範疇に屬するものと見なしておくことができるであろう。この場合、「小官誥」というのは、言い換えれば、「教、……主者施行」との様式を具備するいわゆる「敕授告身」のことをいうのであって、そ

の發給對象は、高麗前期においては樞密院の宰相（樞密）、及び尚書省の僕射・尚書、武官上將軍などの文武正三品以上の官職にのみ限定されていたという事實を指摘しておくことができるであろう。

このように、高麗では唐制「制授告身」「敕授告身」の制度を、その書式面においては確かに繼受していたが、しかしその發給對象は高麗では隨分と壓縮され、制授告身（大官誥）については中書門下の宰相職、敕授告身（小官誥）については文武正三品以上の最上級の官職に對してのみ、極めて限られた範圍内でこれを行用することが慣例となっていた。「制授」「敕授」の告身を賜わることは、ある意味では最上級の官人に對してのみ、それも特別の場合に限って與えられる、極めて例外的な榮典にしか過ぎなかったということができるであろう。

二　「中書門下制牒」と「尚書吏部教牒」

前節に檢討したとおり、制授・敕授の「告身」の制度は、高麗では最上級の官人に對してのみ與えられる一種特別の榮典として位置づけられていたが、それではこの榮典の對象からは除外される他の一般の官人たちは、一體どのような形で官職任免の辭令を受け取ることになっていたのであろうか。この點について極めて重要な手掛かりを與えてくれるのは、やはり崔瀣編『東人之文四六』に收錄されている次の三つの史料である。

昨ごろ中書門下制牒一道を奉ずるに、伏して聖慈を蒙るに、臣を右拾遺・知制誥に除授す、とあり。高華の選、遽かに不才に及び、陋蔑の姿、ただ非處を慙ずるのみ（謝右拾遺知制誥表、朴浩）。[11]

昨ごろ尚書吏部教牒を奉ずるに、伏して聖慈を蒙るに、臣を權知閤門祗候に差し、前の本職に依らしむ、とあり。宸極推仁、特に蕞品に加わり、天闈典謁、權に華資に則ぶ。俯揣して涯を逾ゆるも、ただ無狀を增すのみ（謝權知閤門祗候表、朴浩）。[12]

昨ごろ尚書吏部教牒を奉ずるに、伏して聖慈を蒙るに、臣を直翰林院に差し、本職を行わしむ、とあり。金殿溢恩、

特に愚鄙に加わり、鑾坡濫召、遽かに英豪に接す。涯分を省みて以て方に逾えんとするも、戰兢を積みて狀無し（謝直翰林院表、朴浩）。[13]

右は朴浩という人物が奉った三通の「謝表」――官職拜命に際して國王に奉った謝禮の上表文――であるが、これらの謝表を通してわかることは、朴浩が官職任命の通知を受けたのが、「右拾遺・知制誥」については「中書門下制牒」によって、「權知閤門祗候」「直翰林院」については「尚書吏部敎牒」によってであったという事實である。

そもそも「告身」というものは、尚書吏兵部の作成する「符」によって施行されることが原則となっているが、ここでは官職任命の事實が「牒」によって通知されているから、これらは唐制本來の意味における「告身」とは、全く別種の文書樣式を具えたものといわなければならない。「牒」とは各級官廳の行移文書のことであるが、ここでは中書門下が國王の「制」を奉じ、また尚書吏部が國王の「敎」を奉じて發給しているから、それぞれ「中書門下制牒」「尚書吏部敎牒」と稱しているのであろう。

問題はこの種の「制牒」「敎牒」の書式であるが、この點については幸いなことに、中村裕一氏の研究によって明らかにされた中國唐制の「敕牒」の樣式を參考にすることができる。[14]

中書門下、牒某。
牒。奉
敕、云々。牒至准
敕。故牒。
年月日　牒
宰相具官姓名

右の「敕牒」の樣式は、皇帝の「敕」を奉じて宰相府（中書門下）が發給する文書の樣式であるから、いわゆる「中書

門下制牒」の書式を考える上では、この「敕牒」の様式をまず参照すべきことは言うまでもあるまい。しかも幸いなことには、この種の様式をほぼ完全に具備する史料が、高麗時代の科擧合格證書（紅牌）として現に存在しているのである。(15)

史料一　張良守紅牌

〔前闕〕

敎可丙科

及第。牒至、准

敎。故牒。

泰和五年乙丑四月　日牒。

金紫光祿大夫參知政事太子少傅王

門下侍郎平章事寶文閣太學士同修國史柱國判戶部事任

門下侍郎同中書門下平章事吏部尙書上柱國上將軍判兵部御史臺事崔

門下侍郎同中書門下平章事上柱國上將軍監修國史判禮部事奇

門下侍郎同中書門下平章事修文殿太學士監修國史上柱國判吏部事崔

右の史料は冒頭の部分が缺損しており、その完全な様式をつかむことはできないが、少なくとも末尾の部分は唐制「敕牒」の様式と同一であるから、これは唐制「敕牒」の様式を繼受したもの――ただし「敕」字は「敎」字に置き換えられている――ということができるであろう。問題の「中書門下制牒」の場合、この「敎」字の部分は、更に「制」字に置き換えられていたのかもしれないが、いずれにしてもその基本的な文書様式は、概ね唐制「敕牒」の様式と同様であったと考えておいてよいであろう。

この場合、朴浩が任命された「右拾遺・知制誥」というのは正六品の常參官であるから、その人事案は尙書吏部の作成

した人事資料に基づいて中書門下の宰相たちが擬定し、國王の裁可（制）を得た人事案は、中書・門下・尚書の三省を經由する「告身」の様式を取ることなく、中書門下より直ちに「制牒」の様式を以て發令されていったものと解釋することができるであろう。正式の「告身」は、本來なら後日改めて作成しなければならなかったはずであるが、既に「中書門下制牒」を以て發令している以上、正規の「告身」發給はそのまま省略してしまうことが慣例となっていたに違いあるまい。

同じことは「尚書吏部敎牒」についても言える。中村裕一氏はいわゆる「敕牒」の異型として、中書門下の敕牒が一旦尚書省に差し下され、尚書省から改めて敕牒が發給される場合のあったことを指摘し、その一例として不空三藏の『表制集』卷一所收、「降誕日請度七僧祠部敕牒一首」という史料を擧げておられるが、これもまた、「尚書吏部敎牒」の書式を考える上では恰好の史料と言うことができよう。(16)

史料二　「尚書祠部敕牒」

(a)〔前略〕

右。興善寺三藏沙門不空奏、……。

(b)中書門下　牒祠部。

牒。奉　敕。宜依。牒至、准　敕。故牒。

廣德二年十月十九日

中書侍郎平章事　杜鴻漸

中書侍郎平章事　元載

黄門侍郎平章事　王　使

檢校侍中　李　使

檢校右僕射平章事　使
大尉兼中書令　使

(c)尚書祠部　牒三藏不空。

牒。奉中書門下　敕牒、如右。牒至、准　敕。故牒。

廣德二年十月十九日　令史牒

〔祠部郎中某〕　主事

右の「祠部敕牒」においては、まず(a)七人の僧侶に對する僧官職の任命を求める不空の上奏文の要旨が引用され、(b)次に中書門下が「敕」を奉じて尚書省にその執行を命じ、(c)擔當部局である尚書祠部がこの「中書門下敕牒」を奉じてこれを施行に移す、という一連の手續きが踏まれている。これと同様の書式を具備する高麗時代の史料は殘念ながら未發見であるが、少なくとも高麗が唐制「敕牒」の様式を繼受していることは確認濟みであるから、その一異型としての「尚書祠部敕牒」の様式についても、高麗時代にこれを行用していた可能性――ただし、「敕」字は「教」字に置き換えられる――は、充分に認められてよいであろう。

この場合、朴浩が任命された「權知閤門祗候」「直翰林院」というのは、それぞれ六品以下の未常參官（參外官）であるから、その官職任命に際しては、(a)まず尚書吏部がそれぞれの人事案を擬定した後、一旦中書門下を經て國王へと上奏し、(b)次に國王の裁可（教）を得た人事案は、再び中書門下を經て尚書吏部へと差し下され、(c)最後に尚書吏部より「尚書吏部教牒」を作成して當該の受命者に發給する、という一連の手續きを踏むことになるものと考えられる。ここでも國王の裁可を得た人事案は、本來門下省の審議を經た後、尚書省の作成する「符」によって施行されなければならなかったはずであるが、既に中書門下の審議を經て「尚書吏部教牒」として發給されている以上、これを以て正式の「告身」發給に代替することが慣例となっていたに相違あるまい。

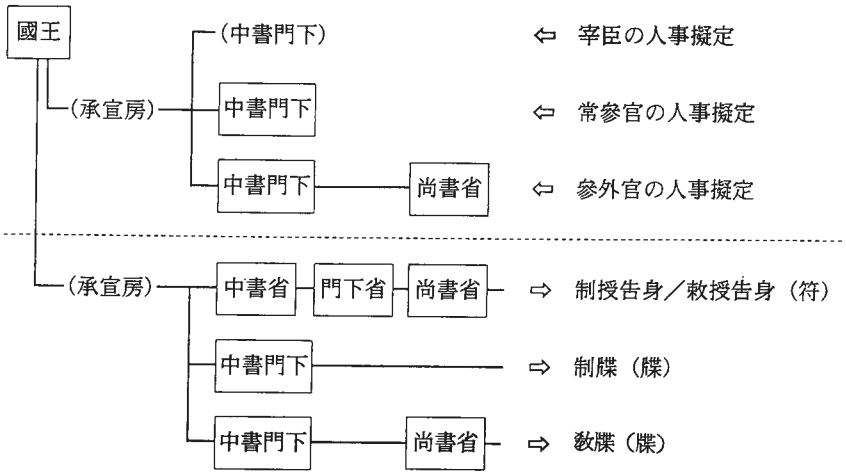

圖一　王命の出納（概念圖），その１

以上の議論については、『高麗史』宋有仁傳、及び『高麗墓誌銘集成』四、柳邦憲墓誌銘においてもその傍證を見出すことができる。まず宋有仁傳の記述によると、明宗八年（一一七八）當時、參知政事として中書門下の政事に參與していた宋有仁は、尚書吏部の擬定した大學博士盧寶璵を蔚州防禦副使に任命するという人事案に對し、これに反對して告身への署名を拒否したというが、[17] 大學博士（從七品、祿二十七石）から蔚州防禦副使（祿四十六石十斗）への轉出は、參外官の人事を掌る尚書吏部の管轄であるから、この人事案に參知政事の宋有仁が關與したことを說明するためには、どうしても上記の「尚書吏部敎牒」の發令手續きを想定しておかなければならないであろう。

また文宗五年（一〇五一）撰述の柳邦憲墓誌銘によると、柳邦憲は光宗二十三年（九七二）、年二十九にして鄕貢進士として禮部試（東堂）に赴いて及第し、攻文博士に「敕可」せられ、以後、光文校書郎・光文郎・國子主簿・四門博士を經て、成宗卽位年（九八一）には御事右司員外郎・賜緋・史館修撰官に「制可」せられている。[18] この「制可」「敕可」の文字は、一見すると唐制「制授告身」「敕授告身」による任命形態のことを連想させるが、攻文博士以下の官職は參外官であり、御事右司員外郎（後の尚書右司員外郎）は正六品の常參官であるから、これらは唐制における制授・敕授の範圍とは明らかに食い違って

いるし、また前節に検討した高麗における制授・敕授の範圍とも合致していない。むしろ、「敕」字が「教」字に置換されるという原則を考慮すると、この「制可」「敕可」の文字はそれぞれ「中書門下制牒」「尚書吏部教牒」による任命形態のことを意味していると考えるべきであって、そう考えてはじめて、柳邦憲墓誌銘の事例は前述した朴浩の事例とも矛盾無く整合させることができるのである。

以上、ここまでの議論を整理しておくと、主として文官職の任免に關わる王命の出納過程は、概ね前頁圖一のように纒めておくことができるであろう。

三　「批」と「判」

前節までの議論は、主として中書門下、及び尚書吏部の掌る文官職の任免を中心とするものであったが、これとは別に、文武の官職でも中書門下を經由しない略式の任命形態を取る場合には、それぞれ「批」「判」という文言を具備する別種の任免辭令が發給される慣例にもなっていたらしい。

『高麗墓誌銘集成』一四五、金純墓誌の記述によると、金純は毅宗十四年（一一六〇）三月の「判」によって初めて「隊正」（未入流）の職を授けられ、校尉（正九品）、散員（正八品）、別將（正七品）を經た後、明宗四年（一一七四）十二月の「批」によって「攝中郎將・領軍」の職を授けられ、以後、權力の中樞にまで上り詰めて、明宗二十六年（一一九六）の「批」によって「同中書門下平章事・判戸部事」を授けられるに至っている。[19] ここに「批」「判」というのは、それぞれ國王の命令を意味することには閒違いないが、前述の「中書門下制牒」「尚書吏部教牒」などには、その様式上、「批」「判」の文字が入り込む餘地はないから、それらは中書門下を經由する上述の王命形態とは別種のもの――恐らくは樞密院を經由して宮中より直ちに施行される略式の王命形態――を示唆しているのではないかと考えられる。

王のおよそ人を用うるや、ただ嬖臣・宦豎とのみ議して、親しく參官以上を署し、その草を封して、直ちに政曹に付

す。名づけて「下批」という。政曹、草に據りて謄寫し、更に奏議するなし。これに由りて奔競風を成し、賄賂公行して、賢否混淆す。[20]

右は『高麗史』明宗世家、十四年（一一八四）十二月甲申條に見える武臣政權當初の銓選のあり方であるが、これによると、本來、中書門下の宰相たちと協議し、その擬定に從って行うべき常參官（參官）の任免について、國王明宗は專ら宮中の嬖幸や宦官・內豎たちの意見を聞き、これを獨斷で裁決すると、その官職任命の草案に封をして直ちに吏兵部（政曹）に送附することがしばしばであったという。このようにして官職任命の一覽（批目）を宮中から直接吏兵部に差し下すことを、このころ「下批」と稱したというが、いわゆる「下批」の存在は、明宗朝以前の史料にも、例えば毅宗十五年（一一六一）撰の王孝墓誌銘に、

是年十二月□九日、下批、爲奉順同德守節贊化功臣・開府儀同三司・檢校太師・守太保・兼尙書令・大原公・食邑三千戶・食實封五百戶。[21]

という形で見えているから、文武の官職でも中書門下を經由しない略式の任命形態を取る場合には、この種の「下批」による發令が、國王の直接命令という形で廣く執り行われることになっていたのであろう。

一方、「判」というのは國王の閒接命令を意味する文言で、有司（吏兵部）の擬定した人事案を、國王がそのまま裁可して有司に差し下し、その施行を命じる場合に、この「判」の文言が用いられたのではないかと考えられる。

こうした「批」「判」による官職任命の形態は、本來、中書門下を經由する正規の發令形態（制敕）に對して、あくまでも略式のものとして位置づけられていたに違いないが、上述の明宗朝における「下批」の濫發を一つの契機として、高麗後期に入ると、一般に文武すべての官職が、いわゆる「批・判」の任命形態を取るように變化していってしまう。忠烈王三十四年（一三〇八）、李混以下の近臣たちが瀋陽王（後の忠宣王）の定めた官制及び「批・判」を齎して元都より歸國したという事例[22]、及び『韓國上代古文書資料集成』一一三、李子脩政案に見える「批・判」の事例[23]などはその代表的な事例

であるが、こうした「批・判」による官職任命の手續きを書式の面から如實に實證してくれる史料として、次に洪武九年（高麗・辛禑二年、一三七六）、及び洪武十五年（辛禑八年、一三八二）の紀年を持つ高麗最末期の告身史料二通を檢討してみることにしよう。

史料三　「洪武九年　李子脩告身」[24]

告身

司憲府錄事安天壽　洪武九年十月日名帖、洪武

九年七月十二日、下　批、李子脩爲奉順大夫・判書雲

觀事、朝謝由、出納爲等〔以〕、施行。印。唱

准

權知

堂後官（押）

史料四　「洪武十五年　李子脩告身」[25]

司上朝謝科（斜）准

司憲府錄事崔子雲　洪武十五年十一月日名帖、洪武

十五年三月廿五日、下　批、李子脩爲通憲大夫・判典儀

寺事、朝謝由、出納爲等以、施行。印。唱

準

（押）

（押）

右二通は李退溪（李滉）の五代の祖、李子脩という人物に對して發給された告身の寫しで、兩者ともほぼ同様の書式を具えている。各史料の冒頭に「告身」「司上朝謝斜准」とあるのは、それぞれ移錄時に附けられた史料の標題であるが、このうち「司上朝謝斜准」の「斜」というのは「斜記」（官の發給する證明書）の略、「准」というのは原本と對校して相違ないことを確認する意であるから、「司上朝謝斜准」というのは、某司所藏の朝謝牒原本と對校して相違ないことの認證を受けた謄本という程の意味になるであろう。

さて、まず確認しておかなければならないのは、これらの文書の發信主體であるが、それは「史料三」に見える「權知」「堂後官」などの官職名から判斷して、密直司（舊の樞密院）であったことは間違いない。

堂後官というのは、中國宋制では宰相府（中書門下）に所屬する胥吏職の一つであるが、高麗では中書門下ではなく樞密院、後の密直司に屬してその文書實務を統轄する役割を果たしていた。[26] もう一つの權知については、『高麗史』百官志には言及がないが、朝鮮朝の『太祖實錄』元年（一三九二）七月丁未條の記述によると、密直司の後身である中樞院では、その胥吏頭（都吏）には稟祿を賜り、その他には「權知」の職を與えるとあるから、やはり密直司所屬の胥吏の中には「權知」の職を帶びるものが存在していたことがわかる。[27] ちなみに、「權知」というのは流外の官職で、一定の功績により官人の身分――具體的には九品以上の文武の位階（散官）――を獲得した者に對して與えられる便宜的な職名のことをいうのである。

次に、原史料では「權知」と「堂後官」の官銜を縱一行に記しているが、胥吏の兼職である「權知」と正七品の祿官である「堂後官」とでは、もちろん堂後官の方が上位であるから、縱一行の列銜において、堂後官の署名が權知の署名の下に位置すべき道理はない。高麗前期の場合、文書の列銜は横並びで上位者が右、下位者が左に位置するのが一般的であったが、高麗後期に入るとこれが逆になって、上位者が左、下位者が右に位置することが一般化する。[28] 從って、原史料が一行書きにしている列銜は、本來は權知が右、堂後官が左と横並びになっていたものを、移錄の際に「追い込み」形式で書

き寫したものと考えることができるであろう。

また「權知」「堂後官」の列銜の前に「唱」「准」とあるのは、當該文書の作成を擔當した胥吏二名の署名の部分である。文書作成を擔當した胥吏のうち、一人がその文面を讀み上げ（唱）、もうひとりがそれを原本と照らし合わせて（准）、そのうえで「權知」「堂後官」の署名を求めるというのが、文書作成の際の一應の手續きであったのであろう。

次は本文の檢討である。本文ではまず、司憲府錄事某の某日づけの「帖」を引用する。司憲府の「帖」は、某日の「下批」によって某人を某職に任命したことについて、「朝謝」――宮中に赴いて拜命謝恩すること――を行えとの由を傳えるもので、これは國王の「下批」を受けた密直司が、宮中での儀禮を糾察する司憲府（舊の御史臺）に對して「朝謝」の許可を求めたことに對する回答であろう。この司憲府の回答を「出納」したこと、すなわち司憲府に移文を出だしてその回答を納れたことを受けて、密直司は受命者本人に對し、上記のとおり施行せよ、すなわち朝謝を行えとの命令を下すことになるのである。なお、「爲等以」の部分はいわゆる吏讀で、「～したるを以て」という程の意味になるであろう。

以上は「下批」の場合であるが、次に「判」の場合については、まず吏兵曹（舊の吏兵部）が參外官の人事案を擬定し、密直司を介して國王の裁可（判）を求め、國王の裁可を得た人事案は、再び密直司を介して吏兵曹に差し下された後、司憲府による朝謝の許可を待ってこれを施行することになっていたのであろう。[29] いや、「下批」の場合についても、本來なら密直司ではなく吏兵曹がその「謝牒」の作成を擔當しなければならなかったのかもしれないのであるが、[30] 現實には吏兵曹による「謝牒」の作成はほとんど全く行われず、高麗末期には「批」「判」による官職の任命が、專ら密直司を介して宮中より直ちに發令され、密直司官員の署名のみによって「謝牒」を發給することがほとんど常態と化してしまっていた。

諫官李崇仁等言えらく、「近年官爵、眞添相雜う。その謝牒は、ただ堂後の署あるのみにして、印信なし。恐らくは後日必ず假濫あらん。乞う、東班は典理司、西班は軍簿司をして、各々印信署給せしめん」と。[31]

『高麗史』選擧志、銓注、凡選官、辛禑六年（一三八〇）六月條の右の記述からも窺われるとおり、前掲「李子脩告身」

のように堂後官の署名のみによって發給される謝牒は、高麗末期には決して例外的なものではなかったのである。前掲「李子脩告身」の場合には官印（密直司の官印）が押されていたようであるが、李崇仁等の上言によれば、それすら押されていないことも決して珍しいことではなかった。これに鑑みて、李崇仁等は典理・軍簿司が謝牒の發給を掌るべきことを強く主張しているが、それもまた裏返して言えば、典理・軍簿司（吏兵曹）による謝牒の發給が、このころ全く行われていなかったことの明證に他なるまい。

それにしても、この異様な事態は、一體如何なる理由によって生じるようになってしまったのであろうか。高麗末期における告身制度のこのような紊亂を理解するためには、やはりその根本的な理由として、武臣政權期における「政房」の成立と、それに伴う銓選制度の變質過程を概觀しておかなければならないであろう。

四　「政房」の成立

武臣政權の成立當初、國王明宗による恣意的な「下批」の濫發によって、本來中書門下の宰相（宰臣）たちに委ねられていた五品以上、及び六品以下常參官に關する銓選の權限が、次第に侵害されていく傾向を示していたことは先にも觸れたとおりである。しかし、こうした中書門下における銓選の權限は、崔忠獻・崔怡父子による「政房」の成立によって、ほとんど完全に奪い取られることになってしまった。この政房については既に數多くの研究論文があり、近年では金昌賢著『高麗後期政房研究』(32)のような優れた專著も現れているが、本節ではこれを高麗前期の銓選制度・告身制度との關連から、前期制度との對比という觀點で論じ直してみることにしたい。

そもそもの始まりは、崔忠獻が吏兵部の官職を兼任し、事實上、文武參外の人事權を獨占してしまったというところにある。

明年（神宗二年、一一九九）、兵部尚書を以て、吏部の事を知す。朝に兵部に往き、晝に吏部に入りて、文武官を注擬

す。(33)

『高麗史』崔忠獻傳の記述に見られるとおり、崔忠獻は吏兵部の両方の銓選に參與していたが、この段階では中書門下の銓選には參與しておらず、從ってかれが合法的に關與し得るのは、文武官の中でも主として參外の人事案に限られていたということになる。しかし、中書門下の銓選にしても、その銓選の基礎資料を作成するのは吏兵部であるから、この吏兵部の權限を獨占することによって、崔忠獻が文武官職の銓選一般に對して強い影響を行使するようになったことはいうまでもあるまい。

こうした權力の獨占を背景として、崔忠獻はついにその私第において、文武官職の擬定を行うまでになってしまう。

五年（一二〇二）、忠獻始めて私第に在りて、內侍・吏部員外郎盧瑄とともに、文武官を注擬して、以て奏す。王これに領く。二部判事、政堂（中書門下）に坐して、但だ檢閲するのみ。(34)

右に「二部判事」とあるのは、判吏部事・判兵部事のことで、通例、首席・次席の宰臣がこれを兼職することになっているが、この二部判事をはじめとして、本來銓選に參與すべき吏兵部の官員たちは、崔忠獻の黨與以外は事實上銓選の事務からは排除されてしまったことを窺うことができるであろう。もとより、崔忠獻一人の能力によって吏兵部の膨大な銓選事務を一括して處理していくことはできないが、その分は崔忠獻の黨與の文人たちが、かれの私的な僚屬としてこれに奉仕していくことになるのである。

この年、崔忠獻は參知政事・吏兵部尙書・判御史臺事として中書門下の宰相に進出し、翌六年（一二〇三）には中書侍郎・平章事・吏部尙書に進められるが、その官銜からも窺われるとおり、かれは宰相となっても引き續いて吏兵部の權限は掌握し續けている。かくして崔忠獻は、中書門下の宰相として五品以上、及び六品以下常參官に關する銓選の事務に參與するとともに、吏兵部の官員としては六品以下參外官の人事をも掌握するという、ほぼ完全な權力の獨占を達成することになった。およそ國家のすべての官職は、今や崔忠獻の私第において、その私的な僚屬たちの手によって擬定されるよ

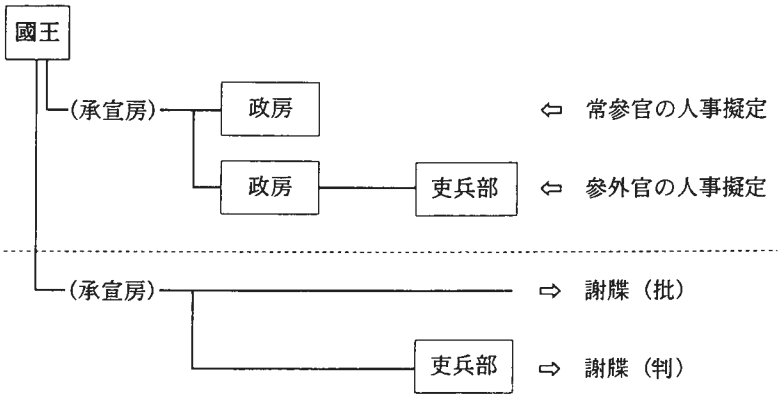

圖二　王命の出納（概念圖），その２

うに變化していってしまったのである。

崔忠獻によって始められたこうした政治手法は、次はその息子、崔怡によって受け繼がれていった。崔怡は高宗八年（一二二一）、參知政事・吏兵部尚書・判御史臺事として銓選の權限を獨占し、その權力を背景として、私第に「政房」を組織することになる。

十二年（一二二五）、百官、怡の第に詣り、政簿を上る。怡、廳事に坐してこれを受く。六品以下の官、堂下に再拜し、地に伏して敢えて仰視せず。怡、これより政房を私第に置き、文士を選んでこれに屬せしめ、……百官の銓注を擬し、批目を書して以て進む。王但だこれを下すのみ。(35)

崔怡がその私第において銓選を行った際、六品以下の官は「堂下に再拜し、地に伏して敢えて仰視せず」という極めて卑屈な態度を取っているが、これは六品以下參外の人事案が、そもそも本來的に吏兵部によって決定され、國王はこれを形式として裁可（判）するだけであったから――すなわち崔怡こそがかれらの任免權を制していたから――に他なるまい。一方、五品以上、及び六品以下常參官に關する人事案は、本來、形式的には國王の直接の發意（制敕）によって、實質的には中書門下の擬定によって決定されることになっていたが、中書門下の權限を獨占した崔怡はこれをも「政房」において擬定し、國王はその「批目」を追認するしかなかったのである。

このように、崔忠獻・崔怡父子による銓選權の獨占を通して、いわゆる「政

房」の組織が成立することになったわけであるが、この政房の成立によって舊來の「告身」の發令形態は、ほとんど根本的なまでの變化を被ることになってしまった。

およそ政房において擬定し、國王がこれを裁可した人事案は、正三品以上の最高位の官職については、從來どおり「制授告身」（大官誥）、「敕授告身」（小官誥）の様式を取って、中書・門下・尚書の三省を經由する形で發令されることになっていたが、それ以外の一般の官職については、今や中書門下や吏兵部はその銓選權を喪失してしまっているので、告身發給の事務もまたこれに伴って形骸化していかざるを得なかったことは當然であろう。一方、銓選の權限を獨占する「政房」は飽くまでも便宜的に設けられた私的な機關であって、それ自體としては本來命令文書を發する權限を持たなかったから、結局、國王の裁可した人事案は、形式上、國王の直接命令（下批）、または閑接命令（判）という形を取って、樞密院、後の密直司を經由して宮中より直ちに發令されていくことになったのであろう（前頁圖二參照）。そうした發令形態の變化に卽應して、いわゆる「告身」の制度もまた、李子脩告身にみられるような吏讀文の様式へと變化していくことになったのである。

ところで、崔氏政權の崩壞後、「政房」の組織は、崔氏の私第から宮中における國王の便殿の側へと移し置かれることになったが、(36) このことは言い換えれば、國王自らが「政房」の主となり、正規の官僚組織とは別に、自ら私的な僚屬を備えて文武百官の銓選を獨占的に管掌するようになったということを意味している。

一體、國王が文武百官の銓選を獨占的に管掌するというのは、高麗前期においても形式的にはそのとおりであったが、實質的には中書門下の宰相や吏兵部の官員たちがその人事案を擬定し、國王はこれを承認するだけであったから、そこに國王一個人としての恣意が働く餘地は、必ずしも多く存在していたわけではなかった。明宗朝における「下批」の濫發は、こうした傳統を犯して國王自身――もしくは國王の權威を盜んだ權臣・幸臣たち――による恣意的な銓選への道を切

り開いたわけであったが、こうした恣意的な政治氣風は、行き着くところ最高權力者である崔忠獻・崔怡父子のもとでの權力の集中を齎し、「政房」という變則的な銓選組織を生み出すことになったわけである。

その政房の組織が、今や國王直屬の――つまりは國家の正式の――銓選組織として位置づけられるにまで至ったということは、それだけこの變則的な銓選制度が、高麗後期という時代の專制的な體質に、何より適合していたということを意味している。だからこそ、一旦國家の正式の銓選組織として位置づけられることになった政房の制度は、「祖宗の法」への復歸を唱える度々の改革によっても、結局はこれを撤廢してしまうことができなかった。

例えば『高麗史』選擧志、銓注、忠宣王二年（一三一〇）十月條の記述によると、このとき國王は文武官――より正確に言えば、文武參外官――の銓選を選部（吏部）と摠部（兵部）とに委任し、僉議府（舊の中書門下）の首相が判選部事、亞相が判摠部事としてそれぞれの銓選を主宰するという本來の制度を一旦は復活させようとしたが、この改革以後にも國王の權威を盜んだ一二の「幸臣」たちが他官を以て選部・摠部の職を兼任し、長らくその權限を手放すことがなかったため[37]に、結局、選部・摠部の銓選はすべてこれら「幸臣」たちの影響のもとに置かれることになってしまった[38]。かくして十年後の忠肅王七年（一三二〇）には、再び政房の制度が復活を遂げることになるのである。

次いで、忠穆王即位年（一三四四）十一月條の記述によると、このとき國王は典理司（吏部）、軍簿司（兵部）に命じて、それぞれ「五品以下」の官職を擬定させ、「望に點して申聞」（點望申聞）せよとの命令を發している[39]。ここで「望に點する」というのは、任官候補者（望）のリストを奉る際に、あらかじめ採用すべきものの名前の上に點を打っておいて、この點に從って國王が裁可（判）を行うことを意味しているのであろう[40]。この場合、「五品以下」の官職というのは「卿大夫士」の中の「士」に相當する階層――高麗前期の官階構造でいえば「六品以下」に相當する階層――のことであるから、これは六品以下參外官の人事を、實質的に吏兵部が決定していた制度の復活ということができる。こうした準備工作を經て、同年十二月には正式に政房の制度が撤廢され、文武官（文武參外官）の銓選はそれぞれ典理・軍簿司に歸屬する

ことになったが、この改革もまた長續きはせず、まもなく政房の制度は復活を遂げることになるのである。(41)

恭愍王元年（一三五二）二月、國政の刷新に意欲を燃やす恭愍王の卽位初政にも一時政房が撤廢されることになったが、この改革もまた長續きすることはなかった。(42) このため同王五年（一三五六）六月、國王は次のような教（みことのり）を發し、改めて政房を撤廢すべしとの決意を表明するに至っている。

政房は權臣より設く。豈に人を朝に爵するの意ならんや。今よろしく永えに罷むべし。その三品以下は、宰相と共に議して進退せん。七品以下は、吏兵部擬議して奏聞せよ。(43)

右の教において注目すべき點は、およそ親任の官職である「二品以上」――ここでは直接の言及はないにしても――は國王が自らこれを選任し、「三品以下・六品以上」の官職は國王が宰相と協議して、また「七品以下」の官職は國王が吏兵部の擬定に基づいて、それぞれこれを選任する旨を明言しているということであろう。高麗忠宣朝以降、高麗の官階構造は、高麗前期の「三品以上」（卿）、「五品以上」（大夫）、「七品以上」（上士）、「九品以上」（下士）の體系が、「二品以上」（卿）、「四品以上」（大夫）、「六品以上」（上士）、「九品以上」（下士）の體系へと再編されていくので、それぞれの品秩については前期と後期とで數値の讀み替えを行わなければならないものの、上記の恭愍王の構想は、本來高麗前期において、「三品以上」の官職を形式上、國王が自らの發意によって制・敕授し、五品以上、及び六品以下常參官は、宰相の擬定に基づいて「中書門下制牒」によって除授し、六品以下參外官は尙書吏部の擬定に基づいて「尙書吏部敎牒」によって除授した制度への復歸を謳ったものに他なるまい。

こうした恭愍王の敎を受けて、同年十二月には文武官（參外官）の銓選が再び吏兵部に歸屬することになったが、(44) この改革もまた長續きはせず、政房はいつしか「箚子房」とその名を變えて復活を遂げることになるのである。

辛禑元年（一三七五）十月、司憲府は「箚子房」を廢して文武官の銓選を吏兵部に分隸させんことを請い、一旦は國王の裁可を得たが、この改革案もまた結局は施行に移されることはなかったようである。(45)

このように、「政房」の組織は度々の改革にも拘わらず、そのたびごとに力強く復活を遂げてきたが、それは先にも述べたとおり、政房の制度が高麗後期という時代の専制的な體質に極めて適合するものであったために他ならない。政房の制度が國王自身――もしくは國王の權威を盗んだ權臣・幸臣たち――にとってどれほど都合のよいものであったかは、その制度が恭愍王の即位初政に一時撤廢された際に、その復活を強く要求した權臣趙日新の次の發言内容からも容易に見て取ることができるであろう。

元朝の權倖、その族を官せんと欲する者、すでに殿下に請い、また臣に囑せり。今、典理・軍簿をして銓選を掌らしめんとす。恐らくは有司、文法に拘りて阻滯多からん。請う、政房を復して中より除授せん。(46)

右の趙日新の發言からも窺われるとおり、典理・軍簿司（吏兵部）における文武官（參外官）の銓選は、人事行政上の諸々の規則、すなわち「文法」にとらわれて融通の利かないことが少なくない。だからこそ宮中に國王直屬の銓選機關である政房を設置し、國王の選任を受けた極一握りの權臣・幸臣たちが、外廷における宰相及び吏兵部の掣肘を受けることなく、文武官職を「中より」自由に除授することの方が、權力の集中を圖る國王、及び權臣・幸臣たちにとっては、遙かに都合のよいことであったのである。

従って、こうした專制的な政治氣質が改まらない限り、政房の組織は決して撤廢されることはなかった。そもそもが崔氏政權の私設の機關として始まった政房の制度は、高麗後期の政治權力が、内外の困難に直面してその專制的な側面を益々強めていかざるを得なかった時代の必然的な産物として、ついに朝鮮・太宗五年（一四〇五）に至るまで、これを完全に撤廢してしまうことはできなかったのである。

おわりに

高麗事元期以降、中書・門下・尚書のいわゆる三省の制度が撤廢されたことに伴って、制授・敕授の告身制度はそのま

まの形では施行されることがなくなってしまったが、これに替わって國王の親任による一部の官職は、有司の發給する「職牒」（謝牒）とは別に、國王の親書とでもいうべき「官教」によってこれを任命する制度が新たに形成されるようになっていった。「官教」というのは國王の御璽のみを押して發給され、宰相以下、有司の副署を必要としない、いわば國王の直接命令による辭令書のことで、これはかつて制授告身（大官誥）の編首に添附されていた「教書」が、それ自體、略式化された形で單獨で發給されるようになったものとでも言うことができるであろう。

元制、一品以下、五品以上の「卿大夫」階層の官職は、皇帝の直接命令である「宣授」によって任命され、その辭令書（宣命）には御璽のみが押されることになっていたが、六品以下、九品以上の「士」階層の官職は、中書省の宰相が擬定する「敕授」によって任命され、その辭令書（敕牒）には宰相が署押してこれを發給することになっていた。(47) 高麗における「官教」の制度は、一つにはこの元制「宣命」の制度を受容したものと考えることができるであろうが、高麗におけるその直接の起源は明らかではない。ただし、恭讓王四年（一三九二）に李芳遠（後の朝鮮太宗）が密直提學（正三品）に任命された際、父親の李成桂（後の朝鮮太祖）は、その「官教」を何度も讀み上げさせては、喜びを嚙み締めていたというから、(48) 恐らく事元期以降、國王の親任による官職については、舊來の制授・敕授告身に替わって、これを「官教」によって任命する制度が、既に行われるようになっていたのであろう。

こうした事元期以降の「官教」の制度を受けて、朝鮮王朝の太祖李旦（もとの李成桂）は、元年（一三九二）十月癸酉に告身式を改め、一品以下・四品以上の官職は「官教」によって、五品以下・九品以上の官職は門下府の「教牒」によって、それぞれ辭令書を發給する制度を定めている。(49) これは全くの新制を打ち出したものというよりは、恐らくは高麗最末期の紊亂した告身制度を正して、事元期以降における舊制への復歸を謳ったものとして解釋することができるであろう。(50)

これより先、高麗最末期には一部の親任の官職を除いて、一品以下・九品以上の官職はすべて有司の發給する「職牒」によって任命することが慣例となっていたが、「職牒」の發給に際しては、あらかじめ臺諫による承認の署名（署經）を

受けなければならないことになっていた。これに對し、「官敎」というのは國王の直接命令文書であるから、これには有司による副署の必要はなく、從って臺諫による承認の署名（署經）を求める必要もない。いわば、四品以上の「卿大夫」階層における官職任免を國王が獨占的に管掌するところに、「官敎」制度確立の根本的な意義を見出すことができるであろう。

もっとも、國王による親任の對象となるのは、朝鮮初期においては、嚴密な意味では二品以上の「卿」身分に相當するいわゆる堂上官に限られていたのであって、それも直接には有司（吏兵曹）の擬望に基づいて、その候補者の中から選任するという形態を取ることになっている。

およそ人を用うるには、該曹一任ごとに用いるべき者三人を書して以て啓し、御筆もてまさに用いるべき人の名の上に點す。これを「受點」と謂い、これを二品以上の備任の時に用う。(51)

右にいわゆる「受點」の對象は、本來「二品以上」の堂上官にのみ限られているから、それ以外の三四品の官職については、形式的には國王による親任であっても、實質的には有司（吏兵曹）がその人事を決定していたといわなければならない。有司の擬定する三品以下の官職において、國王が直接指名した人事は特に「特旨」と斷わることになっていたが、(52)これも裏返して言えば、三品以下の人事が一般には吏兵曹によって決定づけられていたことの證據と言えよう。逆に、二品以上の場合は本來的に「特旨」なのであるから、これを一々「特旨」と斷わる必要はなかったわけである。

しかしながら、こうした「受點」の範圍は、その後も國王權力の確立とともに次第に擴大化していく傾向を示すのであって、例えば『世宗實錄』十九年（一四三七）八月乙丑條の記述によると、堂上以外にも司憲府・司諫院の官員――いわゆる臺諫――を任命するに際しては、必ず數人を擬して「受點」することが慣例になっていたというし、さらには「書筵の輔德以下の官、寺監の判事、藝文直提學・直館、議政府舍人・檢詳、六曹・漢城府の郎廳、刑曹・都官の知事曹・郎廳、中樞院經歷・都事、宗親府典籤、箇月各司の四品以上の官、各道の首領官・守令」などについても、このとき、臺諫

の例に倣って必ず數人を擬し、歴官・才行を具啓して「受點」する制度に改められることになったという。(53)

こうした一連の改革を通して、四品以上の「卿大夫」相當の官職は、以後、國王が直接にその指名を行うように變化していったわけである。そこには高麗後期以來の「政房」の制度を發展的に解消した、朝鮮時代における專制君主權の一層の發達を見出すことができるであろう。

註

(1) 「敕授」の對象となるのは、本來、六品以下の位階(散官)を持つものが五品以上の官職(職事)に就任する場合、及び視品五品以上の場合であるが、後には員外郎・御史、及び供奉官などの六品以下常參官も敕授の對象に含まれることになった。但し、實際には、五品以上であってもしばしば「敕授」の對象に含まれていたことは周知のところであろう。

(2) 內藤乾吉「唐の三省」「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」(『中國法制史考證』所收、一九六三年、東京、有斐閣)。大庭脩「唐告身の古文書學的研究」(『西域文化研究』第三、一九六〇年、京都、西域文化研究會)。中村裕一『唐代制敕研究』(一九九一年、東京、汲古書院)、等。

(3) 韓相俊・張東翼「安東地方に傳來する高麗古文書七例の檢討」(『慶北大學校論文集』人文・社會科學、三三、一九八二年)。張東翼「惠諡の大禪師告身に對する檢討—高麗僧政體系の理解を中心に—」(『韓國史研究』第三四輯、一九八一年、ソウル、韓國史研究會)。同氏「金傅の册尙父誥に對する一檢討」(『歴史敎育論集』第三輯、一九八二年一一月、大邱、慶北大學校師範大學歴史敎育科)。

(4) 拙稿「高麗國初の廣評省と內議省」(『東方學報』京都第七二册、二〇〇〇年三月、京都大學人文科學研究所)。

(5) 拙稿「高麗王言考」(『史林』七七卷一號、一九九四年一月、京都、史學研究會)。

(6) 『補閑集』卷下、漢制帝書有四。……本朝一年除拜雖多、合宣一麻、故其制書首末章、皆總論通行。末章以『於戲』、或以『噫』字標其首、唯中諸章、紀諸公功德、故各異。每章簾律、與首尾二章相協、分編作諸公告身、各一通。是爲大官誥。唐誥、初用紙、或用絹。貞觀後、用綾。敎書亦通行、各附其編首。

(7) 同右(承前)。宗室雖大誥、不宣告廷會、故不預宣麻。舊制、樞密・僕射・八座(魏・隋・唐、皆以六尙書・兩僕射爲八座。今以六尙書左右散騎爲八座)・上將、並小官誥。近樞

密使、始預宣麻。僧官誥、親卿相、大小各有差。

(8) 『玉海』卷二〇二、辭學指南二、詔。敕門下（或云敕某等）、故茲詔示（奬諭・誡諭・撫諭・隨題改之）、想宜知悉。

(9) 『高麗史』卷三、成宗世家、五年三月條。始以詔稱敎。

(10) 『東人之文四六』卷五、制誥。「尹彥植可工部尚書、郭東珣」「延興宮大妃祖母金氏追封和義郡夫人、閔忠紹」（「主者施行」という末尾の文言は、いずれも省略されている）。

(11) 『東人之文四六』卷一一、表、謝右拾遺知制誥表、朴浩。昨奉中書門下制牒一道、伏蒙聖慈、除授臣右拾遺・知制誥者。高華之選、遽及於不才、陋蔌之姿、弟慙於非據。

(12) 同右、卷一二、表、謝權知閤門祗候表、朴浩。昨奉尚書吏部敎牒、伏蒙聖慈、差臣權知閤門祗候、依前本職者。宸極推仁、特加於蕞品、天閶典謁、權廁於華資、俯揣逾涯、弟增無狀。

(13) 同右、謝直翰林院表、朴浩。昨奉尚書吏部敎牒、伏蒙聖慈、差臣直翰林院、行本職者。金殿溢恩、特加於愚鄙、鑾坡濫召、遽接於英豪、省涯分以方逾、積戰兢而無狀。

(14) 中村、前揭書（第三章第四節、敕牒）。

(15) 『韓國上代古文書資料集成』一七、張守良紅牌。

(16) 『大正新脩大藏經』史傳部、代宗朝贈司空大辨正廣智三藏和上表制集、卷一、降誕日請度七僧祠部敕牒一首。

(17) 『高麗史』卷一二八、叛逆二、宋有仁傳。進參知政事。…大學博士盧寶瑛、爲蔚州防禦副使。有仁以爲、「外官文武交差、有成法。今見任蔚州判官、亦文吏、不宜又除寶瑛。」不署告身。時、溟州副使、管城縣令、皆文吏。吏部又以文吏爲判官・尉。省已署過。寶瑛授例告有仁。有仁怒、然前已誤署、勢不得自省中奏、乃誘重房駁奏。寶瑛及溟州判官、管城尉、皆不得赴任。

＊右に「省」というのは宰相府としての「中書門下」のこと。中書門下のことを『補閑集』卷下、漢制帝書有四條の註では「中書門下摠省」とも稱している。

(18) 『高麗墓誌銘集成』改訂版　金龍善編著（一九九七年、春川、翰林大學校出版部）四、柳邦憲墓誌銘。及び、拙稿「高麗王言考」（前揭）。

(19) 『高麗墓誌銘集成』一四五、金純墓誌銘。及び、韓相俊・張東翼「安東地方に傳來する高麗古文書七例の檢討」（前揭）。

(20) 『高麗史』卷二〇、明宗世家、十四年十二月甲申條。王凡用人、唯與嬖臣・宦豎議、親署參官以上、封其草、直付政曹、名曰『下批』。政曹據草謄寫、更無奏議。由是、奔競成風、賄賂公行、賢否混淆。

(21) 『高麗墓誌銘集成』九六、王侔墓誌銘。この墓誌銘には「越壬寅歲正月、除守太保。三月、命門下降誥曰、云々。并下敎曰、云々」という、いわゆる制授告身（大官誥）による任命形態を示唆する事例も見えていて興味深い。

(22) 『高麗史』卷三二、忠烈王世家、三十四年五月丙戌條。李混・崔鈞・金元具、與承旨權準、齎瀋陽王所定官制及批・判、還自元。超資越序者、皆近幸權勢、世臣舊官、俱退閑。

(23) 『韓國上代古文書資料集成』一一三、李子脩政案。

(24) 同書、一二一、李子脩告身。

(25) 同書、一二五、李子脩告身。
＊「斜」字、原史料は「科」字に誤っているが、「斜准」の用例は『韓國上代古文書資料集成』一二六、「柳從惠告身」にも見えているので、これに従っておく。「司上朝謝斜准」の一行を、同書は他の資料の末尾に繋げて釋しているが、私はこれを本資料冒頭の表題と解釋する。以上の諸點は、同書掲載の圖版を參照して改めることにした。

(26) 周藤吉之「高麗初期の中樞院、後の樞密院の成立とその構成—唐末・五代・宋初の樞密院との關連に於いて—」(『宋・高麗制度史研究』所收、一九九二年、東京、汲古書院)。

(27) 『太祖實錄』元年七月丁未條。定文武百官之制。……中樞院、掌啓復出納、及兵機軍政、宿衛警備差攝等事。判事一、正二品。使一、知事二、同知事四、僉書一、副使六、學士一、商議院事三、已上、從二品。都承旨一、左右承旨各一、左右副承旨各一、已上、正三品。堂後官二、正七品。掾吏六、七品去官。都吏廩俸、其餘權知。

(28) 『韓國上代古文書資料集成』一七、張良守紅牌(前掲)における列銜は、下位のものが右、上位のものが左に位置している。

(29) 『朝鮮史料集眞』第一輯、三、兵曹朝謝帖(沈彦冲)は朝鮮太宗朝の資料であるが、ここに見える朝謝の手續きは、高麗後期の「判」による官職任命の手續きを窺う上で大いに參考となる。同資料解說、參照。

(30) 前掲、『高麗史』明宗世家、十四年十二月甲申條の記述によると、「參官以上」に關する國王の「下批」は、「その草を封じて直ちに政曹に付」されている。この場合、職牒の作成は政曹(吏兵部)が管掌していたことになるであろう。

(31) 『高麗史』卷七五、選擧志三、凡選法、辛禑六年六月條。諫官李崇仁等言、「近年官爵、眞添相雜。其謝牒、但有堂後署、而無印信。恐後日必有假濫。乞東班典理司、西班軍簿司、各令印信署給。」

(32) 金昌賢著『高麗後期政房研究』(一九九八年、ソウル、高麗大學校民族文化研究院)。

(33) 『高麗史』卷一二九、叛逆三、崔忠獻傳。明年(神宗二年、一一九九)、以兵部尚書・知吏部事、朝往兵部、晝入吏部、注擬文武官。又出入禁闥、以兵自衛。

(34) 同右。五年(神宗五年、一二〇二)、忠獻始在私第、與內侍・吏部員外郎盧瑄、注擬文武官、以奏。王頷之。二部判事、坐政堂、但檢閱而已。忠獻獨專政柄、或因左右所托、或納賂稱意者、皆得拜官。

(35) 同右、附、崔怡傳。十二年(高宗十二年、一二二五)。百官詣怡第、上政簿。怡坐廳事、受之。六品以下官、再拜堂下、伏地不敢仰視。怡、自此置政房于私第、選文士屬之、號曰必闍赤、擬百官銓注、書批目以進。王但下之而已。

(36) 『高麗史』卷一〇五、柳璥傳。璥既誅竄、奏置政房于便殿側、掌銓注。凡國家機務、皆決焉。

(37) 『高麗史』卷七五、選擧志三、銓注、凡選法、忠宣王二年(一三一〇)十月條。文武銓選、分委選摠部、以首亞相領之。然一二幸臣、以他官兼之、久而不易。

(38) 同右、忠肅王七年(一三二〇)條。復政房。

(39) 同右、忠穆王卽位年（一三四四）十一月條。命典理・軍簿、五品以下、點望申聞。

(40) 同右。明宗時、吏部員點初筮仕者姓名入奏、號曰『點奏』。於是、求入仕者、皆賂白銀、以爲贄。上自判事、下至令史、習以爲常、競占下點。

＊右史料の記述によると、任官候補者のリストを奉る際に、あらかじめ採用すべきものの名前に點を打っておいて上奏する、いわゆる「點奏」の制度は、あたかも明宗朝に至って初めて行われた弊風であるかのような印象を受けるが、實際には賄賂による點奏がこのころ盛んに行われたことを指彈しているだけであって、點奏の制度自體は高麗前期においても既に存在していたのではないかと思う。そもそも、「初筮仕者」の初任官職についてまで一々國王が叡慮を巡らすなどということは、一般には有り得ないことであるから、それらは形式的には王命によって任命されるにしても、實質的には吏兵部の擬定によってほとんど決定づけられていたと考えておかなければならないであろう。

(41) 『高麗史』卷七五、選擧志三、銓注、凡選法、忠穆王卽位年十二月條。罷政房。歸文武銓注于典理・軍簿。尋復政房。

(42) 同右、恭愍王元年二月條。復罷之。

(43) 同右、恭愍王五年六月條。敎曰、「政房設自權臣、豈爵人於朝之意。今宜永罷。其三品以下、與宰相共議進退。七品以下、吏兵部擬議奏聞。」

(44) 同右、恭愍王六年十二月條。復歸銓選于吏兵部。

(45) 同右、辛禑元年十月條。憲司請革箚子房、以文武二選、分隸吏兵部。從之。不果行。

(46) 『高麗史』卷一三一、叛逆五、趙日新傳。趙日新、從恭愍、入元宿衛。及王卽位、授參理。還國、拜贊成事、錄功爲一等。日新挾負緞之功、暴橫驕恣。請王曰、「元朝權倖、欲官其族者、既請於殿下、又囑臣。今使典理・軍簿、掌銓選、恐有司拘文法、多阻滯。請復政房、從中除授。」王曰、「復舊制、未幾又變、必爲人笑。卿以所托告我、我諭選司、誰敢不從。」日新憤然曰、「不從臣言、何面目復見元朝士大夫。」遂辭職。……其弄權自專、類此。

(47) 『元史』卷九一、百官志七、文散官條。右文散官四十二階、由一品至五品爲宣授、六品至九品爲敕授。敕授則中書署牒、宣授則以制命之。

『元史』卷九二、百官志八、序。……而各處總兵官、以便宜行事者、承制擬授、具姓名、以軍功奏聞、則宣命・敕牒、隨所索而給之、無有考覈其實者。

『吏學指南』儀制。宣、天子親賜誥命也。故無押字、以寶爲信。始於唐。敕牒、天子制命也。周官六典、王言之制、有七。曰敕・牒・例・令・省・授、爲係上言、故用黃紙、宰相押字。

(48) 『龍飛御天歌』第八一章。太祖豁達濟時之量、仁厚好生之德、出於天性。勳庸煇赫、愈益謙恭。且素重儒術、視事餘暇、常與儒劉敬等、覽觀經史、樂而忘倦、慨然有挽回世道之志。嘗以家門未有業儒者爲嫌、令太宗就學。太宗惟日孜孜、讀書不倦。太祖嘗謂曰、「成吾志者、必汝也。」神德王后、每聞太宗讀書聲、嘆曰、「何不爲吾出乎。」辛禑時、太宗登

第。太祖拜謝闕庭、感極流涕。及拜提學（原註、洪武壬申、拜密直提學）、太祖甚喜、令人讀官敎、至于再三（官敎、卽告身也）。太祖每宴會賓客、令太宗聯句、輒謂曰、「我之與客懽娛、汝力居多。」太宗成就聖德、雖自天性、實由太祖勸學之勤也。

＊洪武壬申は恭讓王四年（一三九二）、朝鮮開國の年である。

（49）『太祖實錄』元年十月癸酉條。改告身式。一品至四品、賜王旨、曰官敎。五品至九品、門下府奉敎給牒、曰敎牒。

（50）『太宗實錄』十二年正月甲寅條。議告身法。……命政府曰、「人君授人以官、人臣擅滯告身、實爲未便。稽諸古典、亦無出謝之法。太祖因前朝之法、四品以上、則給官敎、五品以下、則只令門下府給敎牒。及予卽位、四品以下（上）、皆令臺諫署出、非遵太祖之法也。其擬議以聞。」

＊右史料の示唆するところに從えば、太祖元年の告身式は「前朝の法に因りて」定められたものということになる。

（51）『世宗實錄』卽位年八月丙午條。凡用人、該曹每一任、書可用者三人、以啓、御筆點當用人名上、謂之受點。用之於二品以上備任時。

（52）『世宗實錄』十九年七月丙辰條。司諫院啓、『續典謄錄』內、班簿來歷條、「文武三品以下、自內除授者、稱特旨。」今吏曹、以不當遷轉堂上郎廳相避之人、啓聞敍用、乃依自內除授人例、稱特旨、似將暗毀成憲。上項相避之人、並皆改正。今後自內除授人外、毋得稱特旨。上曰、已除職者、毋改正。今後以相避啓達除授人、及未滿箇月、別例遷轉、不得已越等除授人、具錄啓達事由、移文臺省。

（53）『世宗實錄』十九年八月乙丑條。議政府啓、今銓選之法、似有未盡、可行條件、具錄以聞。一、臺諫除授、必擬數人受點、已有前例。若書筵輔德以下官、寺監判事、藝文直提學・直館、本府舍人・檢詳、六曹・漢城府郎廳、刑曹・都官、知曹事・郎廳、中樞院經歷・都事、宗親府典籤、箇月各司四品以上官、各道首領官、守令等、其任尤重、必須精擇。今後亦依臺諫例、必擬數人、具啓歷官才行、受點。……從之。

附論　太祖元年（一三九二）の告身式によって、四品以上の官職は吏文様式の「官敎」によって除授されることになったが、五品以下の告身は、この段階では依然として高麗末期と同様に吏讀文の様式を以て作成されていた。『朝鮮史料集真續』第二輯、六「金摯告身」（太宗十年、一四一〇）は前者、すなわち吏文様式による官敎の實例であり、『朝鮮史料集真』第一輯、三「兵曹朝謝帖」（太宗九年、一四〇九）は後者、すなわち吏讀文様式による敎牒の實例である。

ところが世祖三年（一四五七）の段階になって、五品以下の告身についてもようやく吏讀文様式の舊套を脫し、中國式の吏文の様式が採用されることになった。この點については『世祖實錄』三年七月甲戌條に、「吏曹啓。吏科及承蔭出身、封贈爵牒等項文牒、皆用吏文。獨於東西班五品以下告身、襲用吏讀、甚爲鄙俚。請自今、用吏文。從之」として述べられているとおりである。

PERSONNEL ADMINISTRATION 銓選 AND LETTERS OF APPOINTMENT 告身 IN THE KORYŎ DYNASTY

YAGI Takeshi

In the Koryŏ period, the appointment and dismissal of civil and military officials was conducted under the supreme authority of the King 國王. But, as the enormous amount of personnel administration could not be managed by the King himself, in reality, the selection of officials was entrusted to bureaucrats and the King simply approved the appointments and dismissals of officers on the basis of these selections.

The bureaucratic procedures of the selection process within the personnel system included varied forms of the letters of appointment and dismissal, each reflecting the rank of the official. In this paper I analyze the changes in the form of these letters used in the personnel system, and through those changes I examine the development of the monarchy from the Koryŏ to the early-Chosŏn period.

In the early Koryŏ period, civil and military officials of the Upper-third rank 正三品 or above were appointed and dismissed with a letter of royal order 敕授告身, or 制授告身, and officials of the Consultants-in-ordinary 常參官 status were appointed with a letter of the State Council 中書門下. In both cases, personnel selection was made by a Grand-Councilor 宰相 in the State Council, and personnel selections were then approved by the King. On the other hand, the military and civilian officials below Consultants-in-ordinary status were appointed by a directive of the Office of Personnel 尙書吏部. The documents concerning the personnel selected by Office of Personnel, or the Office of Military Personnel 尙書兵部, were offered to the King for his approval after having been inspected by a Grand Councilor in the State Council or Bureau of Military Affairs 樞密院.

However, the authority of the State Council concerning the personnel affairs was greatly reduced in the late-Koryŏ period. The King or powerful subjects and favorite ministers who had usurped his authority came to manage personnel affairs exclusively from the confines of the Chamber of Personnel 政房 within the palace. The revival of these

practices, which clearly violated dynastic custom, after repeated attempts to abolish them clearly indicates just how well the activities of the Chamber of Personnel suited the despotic atmosphere of the late-Koryŏ period. The Chamber of Personnel was finally abolished in the early-Chosŏn period, but the authority of the Grand-Councilors in the State Council regarding personnel administration was not restored to its previous status. Thereafter, the selection of personnel conducted by the Personnel Section 吏兵曹 was increasingly under direct control of the King himself.

I have attempted to analyze the above-mentioned changes in personnel institutions through an analysis of the form of appointment letters.

ON THE DEATH FROM ILLNESS AND RECUPERATION OF LOCAL OFFICIALS DURING THE QING: A CONSIDERATION OF THE SYSTEM OF PERSONNEL ADMINISTRATION

WU Yue

In this paper I propose to examine the everyday problems of personnel management through an analysis of the procedural documents concerned with recuperation and death from illness of local government officials, who composed the greatest number of bureaucrats. Management of the problems of sickness and death by illness was a relatively frequent, common matter in the sphere of personnel management, and for this reason it better reflects the realities of local government administration and personnel management of local officials than the regular hiring of new local officials or the daji 大計, conducted every three years. This topic is therefore an extremely important issue in the study of local government administration and the bureaucratic system.

The point of this paper is to illuminate how local officials or their families petitioned or reported on their misfortunes and how those petitions and reports were processed by their bureaucratic superiors through an attempt at reconstructing these documents. Clarifying these documents can undoubtedly illuminate how the Qing bureaucratic personnel system was